2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十九条第三項及び第四項を削り、同条を第五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（省令への委任）

**第六十条**　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十八条の次に次の一条、六節及び章名を加える。

（設立の登記）

**第十九条**　理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　機構は、設立の登記をすることによって成立する。

## 第三節　運営委員会

（設置）

**第二十条**　機構に、運営委員会を置く。

（権限）

**第二十一条**　第四条第二項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　業務方法書の作成又は変更

三　使用済燃料再処理等実施中期計画（第四十五条第一項に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画をいう。）の作成又は変更

四　予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更

五　決算

六　その他運営委員会が特に必要と認める事項

（組織）

**第二十二条**　運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2　運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3　委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4　運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

**第二十三条**　委員は、使用済燃料の再処理等、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。

（委員の任期）

**第二十四条**　委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の解任）

**第二十五条**　機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　禁錮以上の刑に処せられたとき。

三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四　職務上の義務違反があるとき。

（議決の方法）

**第二十六条**　運営委員会は、委員長又は第二十二条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

（委員の秘密保持義務）

**第二十七条**　委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

（委員の地位）

**第二十八条**　委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第四節　役員等

（役員）

**第二十九条**　機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

**第三十条**　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、機構の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

**第三十一条**　理事長及び監事は、経済産業大臣が任命する。

2　理事は、理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

**第三十二条**　役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

**第三十三条**　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

**第三十四条**　経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2　経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第二十五条各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第三十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

（役員の兼職禁止）

**第三十五条**　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（監事の兼職禁止）

**第三十六条**　監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

**第三十七条**　機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。